

長崎港ベースカーゴ奨励助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎港国際定期コンテナ航路を利用した企業で、次条に定める要件を満たすものに対し、長崎港ベースカーゴ奨励助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、長崎港における貿易の拡大、ひいては地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金交付の対象企業は、次に掲げる要件を満たす企業とする。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの(個人経営者を含む。)
- (2) 船会社が発行する船荷証券において、輸出の場合は荷送人として、輸入の場合は荷受人として記載されているもの。ただし、商社等との契約により荷送人や荷受人と記載されていない場合においては、実質上の荷主であることが確認できるものとする。
- (3) 長崎港国際定期コンテナ航路を定期的かつ安定的に利用し、当該年度におけるコンテナ取扱個数(輸出と輸入の合計とする。以下同じ。)が30TEU以上のもの。(1コンテナに満たない小口混載貨物を除く。)

(助成金の額等)

第3条 助成金の交付額は、当該年度におけるコンテナ取扱個数について、1TEU当たり5,000円とする。この場合において、1FEUは、2TEUとして取り扱うものとする。

2 助成金の交付を受けようとする企業(以下「請求者」という。)に助成を交付する額は、1企業につき年500万円を上限とする。ただし、長崎港に寄港している外貿コンテナ船の船社が就航していない欧米航路利用貨物以外については、年30万円を上限とする。

3 助成金の交付は予算の範囲内で、請求書受付順に行うものとする。

(交付請求)

第4条 請求者は、長崎港ベースカーゴ奨励助成金交付請求書(様式第1号)に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の請求書を受理したときは、その日から14日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。この場合において、交付するときにあつては、その旨当該請求者に長崎港ベースカーゴ奨励助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに助成金を交付し、不交付のときにあつては、長崎港ベースカーゴ奨励助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(助成金の返還)

第6条 会長は、虚偽の請求その他の不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、当制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月19日から実施し、平成20年1月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行し、平成23年4月1日から実施する。